**吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務**

**公募型プロポーザル事業者募集要項**

**１　趣旨**

　　市民に対し終活支援に役立つ情報を提供することを目的とした終活支援冊子（以下「冊子」という。）を発行します。この業務において吹田市が監修を担当し、事業者が発行を担当することを定めた協定を締結します。本要項はその事業者を選定するのに必要な手続き等を定めています。なお、発行に関する費用に関しては事業者が企業の広告（以下「広告」という。）を掲載することで賄い、吹田市は費用負担を負いません。

**２　業務概要**

（１）業務名

吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務

（２）業務内容

吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務に関する仕様書のとおり

（３）業務期間

令和7年３月１日から令和10年2月29日まで

（４）配布資料

ア　吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務公募型プロポーザル事業者募集要項（以下「本要項」という。）

イ　別紙1「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務に関する審査評価項目」

ウ　別紙２「吹田市終活支援冊子の官民協働発行に関する仕様書」

エ　別紙３「吹田市広告掲載要領」

オ　別紙４「吹田市広告掲載基準」

カ　別紙５「医療広告ガイドライン」

**３　参加資格等**

（１）参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

また、本プロポーザルに参加する提案者（以下「提案者」という）は、協定締結日までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第１項の規定に該当しないこと。

イ　吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること

ウ　募集開始日から協定締結日までの間において、本市から吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ　募集開始日から協定締結日までの間において、吹田市公共工事等及び売り払い等の契約に　　　おける暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

カ　他の自治体で官民協働冊子の発行を行った実績があること。

キ　本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

（２）参加にあたっての留意事項

ア　参加条件等の承諾

　　　提案者は、応募書類の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ　業務の一括委託の禁止

　　　本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について委託する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、承諾を得るものとします。

（３）提出内容の変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合は、この限りではありません。また、本市が提案された内容について補足書類の提出を求めたときも同様とします。

（４）提出書類の取扱い

　　　提出書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

（５）費用負担

　　　本公募型プロポーザルの参加に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とします。

**４　選定スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項番** | **手続等** | **期限等** |
| １ | 募集要項等の公表（募集開始） | 令和6年12月9日（月） |
| ２ | 募集要項等の配布 | 令和6年12月9日（月）から12月27日（金）まで |
| ３ | 質疑書の提出 | 令和6年12月9日（月）から12月16日（月）まで  【午後５時必着】 |
| ４ | 質疑書の回答 | 令和6年12月20日（金） |
| ５ | 参加表明書の受付 | 令和6年12月9日（月）から12月27日（金）まで  【午後5時必着】 |
| ６ | 参加資格審査結果通知 | 令和7年1月10日（金） |
| ７ | 提案書類等の提出 | 令和7年1月17日（金）から1月23日（木）まで  【午後5時必着】 |
| 8 | 審査予定日 | 令和7年2月7日（金） |
| 9 | 審査結果通知 | 令和7年2月14日（金） |
| 10 | 協定締結予定日 | 令和7年2月28日（金） |

**5　募集要項の配布期間及び配布方法**

（１）配布期間

令和６年12月9日（月）～令和６年12月27日（金）（平日9:00～17:00）

（２）配布場所

吹田市福祉部高齢福祉室（151番窓口）支援グループ

（３）配布方法

紙媒体で配布する他、吹田市のホームページからもダウンロード可能です。

**6　応募及び参加の手続き**

（１）提案募集方法

公募型プロポーザル方式とします。提出された提案書等を審査し、評価を行います。

（２）参加表明、資格審査書類提出

※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付を行いません。

ア　提出期間

令和６年12月9日（月）～令和６年12月27日（金）（平日9:00～17:00）

イ　提出書類

（ア）公募型プロポーザル事業者募集参加申込書（様式第１号）

（イ）法人概要書（様式第２号）

（ウ）官民協働による類似業務実績書（様式第３号）

※本要項「３（１）参加資格等 カ」に基づくもの

（エ）財務諸表（賃借対照表、損益計算書）※写し可、直近１年分

ウ　提出場所

吹田市福祉部高齢福祉室（151番窓口）支援グループ

エ　提出方法

（ア）持参の場合

土曜日、日曜日、祝日を除く9：00～17：00

（イ）郵送の場合

宛先　〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番40号

福祉部　高齢福祉室　支援グループ　徳山・松崎　宛

書留等の配達した記録が残る方法に限る。（令和６年12月27日（金）必着）

※封筒の表に「参加申込書等在中」と朱書きしてください。

（３） 参加資格通知

令和７年１月10日（金）17：00までに電子メールにより通知を行います。また、同時に書面での通知も行います。参加資格がない場合についても通知を行います。

（４） 質問の受付及び回答

ア　質問受付期間

令和６年12月9日（月）～令和６年12月16日（月）17：00

イ　質問回答日

令和６年12月20日（金）17：00までに通知を行います。

ウ　質問送信先及び留意事項等

（ア）送信先

吹田市福祉部高齢福祉室

E-mail：kousien@city.suita.osaka.jp

（イ）件名

件名は必ず「吹田市終活支援冊子のプロポーザルに係る質問」としてください。

（ウ）留意事項

ａ　質問は電子メールでの受付のみとします。（電話・FAXでの質問は不可。）

ｂ　回答は電子メールで行います。

※回答は質問回答日に全ての提案者に対して電子メールにて回答します。本市からメール回答後、受信確認のため、回答受取の旨をメールにて返信してください。

（５） 提案辞退

やむを得ず辞退する場合、速やかに提案辞退届（様式第４号）を提出してください。なお、提案辞退をすることによるペナルティは生じませんが、本プロポーザルの正常な執行を妨げることの無いよう安易な参加表明は厳に慎んでください。

**7　提案方法**

（１） 提案書等の提出

※いかなる理由があっても遅延した場合及び書類が不足している場合は受付を行いません。

ア　提出期間

令和７年１月17日（金）～令和７年１月23日（木）（平日9:00～17:00）

イ　提出書類

（ア）提案書（10部）

（イ）協定を締結した際に制作する終活支援冊子予定稿（案）

もしくは自治体で直近に発行した終活支援冊子（10部）

ウ　提案書作成上の注意事項

（ア）提案書は専門知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現となるよう留意すること。

（イ）別紙1「吹田市終活支援冊子の官民協働発行業務に関する審査評価項目」にある提案書等目次に沿って記載すること。

エ　提出場所

　　 吹田市福祉部高齢福祉室（151番窓口）支援グループ

オ　提出方法

（ア）持参の場合

　土曜日、日曜日、祝日を除く9:00～17:00

（イ）郵送の場合

宛先　〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番40号

福祉部　高齢福祉室　支援グループ　徳山・松崎　宛

書留等の配達した記録が残る方法に限る。（令和７年１月23日（木）必着）

※封筒の表に「提案書等在中」と朱書きしてください。

（２）提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とします。

ア 協定候補者の選定時点において本実施要項の「３　参加資格等（１）参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

オ　本市の費用が発生する提案を行ったとき。

**8　審査・選定方法**

（１） 最優秀提案事業者等の選定機関

　　　 提案書等を選定委員会で評価します。

（２） 最優秀提案事業者等の決定方法

ア　各選定委員の持点は100点とし、提案書等において審査します。

イ　提案書等の採点は本実施要項の「７　提案方法」で掲げる提案書等の内容の各項目が優れているか、妥当であるか等の判断に基づいて行います。

ウ　選定委員会の各委員が評価点（審査基準に基づき採点した点数の合計点）による順位付けを行い、１位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とし、次に多い者を次点者とする。１位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者、次に多い者を次点者とします。２位と順位付けした委員数でも決定出来ない場合は、委員長の決するところとします。ただし、各委員の持点１００点のうち、平均６０点以上を獲得していることを条件とする。

（３） 事業者選定及び発表の方法

ア　選定方法

選定委員会において審査を実施し、最優秀提案事業者を協定候補事業者として選定します。ただし、最優秀提案事業者が協定締結まで特別な事由等により協定が不可能となった場合においては、次点者と協定締結の交渉を行うものとします。

イ　発表方法

選定結果は、令和７年2月14日（金）17：00までに電子メールにより通知を行います。また、同時に書面による通知を行います。なお、選定結果については、後日吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、最優秀提案事業者として決定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができます。

**9　その他失格事由**

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とします。

（１）本要項「７　提案方法（２）提案の無効に関する事項」に該当したとき。

（２）選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

（３）他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

（４）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示

すること。

（５）提出書類に虚偽の記載を行うこと。

（６）その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

**10　提案者が１者又はない場合の取扱い**

（１）提案者が１者の場合、本プロポーザルは実施することとし、提案書等の提出、質疑応答を行います。各委員の持ち点１００点のうち、平均６０点以上を獲得している場合、その提案者を協定候補事業者として選定します。

（２）提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとします。再度募集については選定委員会において検討を行うこととします。

**11　協定書の締結**

協定候補事業者に選定した者と、協定書の締結を行います。ただし、協定候補事業者が協定締結までに「３　参加資格等」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や事故等の特別な事由により協定が不可能となった場合においては、次点者を協定候補事業者とします。

**12　選定結果の公表**

　　選定結果に関する情報は、次のとおり公表します。

（１）公表方法

　　　吹田市ホームページの「高齢福祉室」のページで公表します。

（２）公表時期及び公表内容

　　　選定の手続きや過程等の透明性を高めるため、協定締結の後、速やかに次の内容を公表します。

ア　協定事業者名及び評価点

イ　全提案者の名称

　　ウ　全提案者の評価点（協定事業者以外は記号表示）

　　エ　審査項目、評価ポイント、配点

　　オ　プロポーザル選定委員会委員の役職名

　　カ　プロポーザル選定委員会の会議録の概要

　　キ　その他必要な事項

　　ただし応募事業者が２者の場合、イは公表しないこととします。

**13　その他関係法規の遵守等**

　　業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

（１）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

同法律では、第4章において、個人情報取扱事業者の義務等として、利用目的による制限（第18条）、適切な取得（第20条）などが定められています。

（２）広告掲載要領及び基準

別紙３「吹田市広告掲載要領」、別紙４「吹田市広告掲載基準」及び別紙５「医療広告ガイドライン」の定めを遵守してください。

（３）情報公開

協定事業者が業務を行うにあたり、制作又は取得した文書等で協定事業者が管理しているものの公開については、別途情報公開規程を定めるなど適正な情報公開に努めてください。

（４）守秘義務

協定事業者が業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様とします。

**14　問い合わせ先**

　　吹田市福祉部高齢福祉室　　担当：徳山、松崎

〒564-8550　吹田市泉町１丁目３番４０号

　　電話：06-6384-1375　FAX：06-6368-7348

　　Ｅ-mail：[kousien@city.suita.osaka.jp](mailto:kousien@city.suita.osaka.jp)